

児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）に基づく措置として、小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずること。

第二 改正の要点

一 小児慢性特定疾病医療支援等の定義

1 小児慢性特定疾病とは、児童等が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいうものとする。 （第六条の二

第一項関係）

2 小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（以下「小児慢

性特定疾病児童等」という。)であつて、当該疾病の状態が厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)をいうものとする。 (第六条の二第二項関係)

二 小児慢性特定疾病医療費の支給

1 小児慢性特定疾病医療費の支給

(一) 都道府県は、医療費支給認定(2)の医療費支給認定をいう。以下同じ。)に係る小児慢性特定疾病児童等が、指定小児慢性特定疾病医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」という。)を受けたときは、当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定を受けた保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費を支給するものとする。 (第十九条の二第一項関係)

(二) 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援(食事療養を除く。)に要する費用の額から、医療費支給認定を受けた保護者の家計の負担能力等の事情をしん酌して政令で定める額(当該算定した額の百分の二十に相当する額を超えるときは、

当該相当する額）を控除して得た額、及び食事療養に要する費用の額から、食事療養標準負担額、医療費支給認定を受けた保護者の所得の状況等の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額の合計額とすること。（第十九条の二第二項関係）

2 支給認定等

- (一) (二)の医療費支給認定を受けようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、都道府県に申請しなければならないものとする。こと。（第十九条の三第一項及び第二項関係）
- (二) 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、その疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、医療費支給認定を行うものとする。こと。（第十九条の三第三項関係）
- (三) 都道府県は、医療費支給認定をしないこととするときは、小児慢性特定疾病審査会の審査を求めなければならないものとする。こと。（第十九条の三第四項関係）
- (四) そのほか、医療費支給認定の有効期間、医療費支給認定の変更等に関し必要な事項を定めるもの

とすること。（第十九条の三第五項から第十一項まで及び第十九条の四から第十九条の八まで関係）

三 指定小児慢性特定疾病医療機関

1 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行うものとする。 （第十九条の九第一項関係）

2 指定小児慢性特定疾病医療機関の責務等

(一) 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならないものとする。 （第十九条の十一関係）

(二) 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が(一)に従って小児慢性特定疾病医療支援を行っていないと認めるとき等は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、勧告、命令等を行うことができることとともに、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し、指定の効力を停止することができるものとする。 （第十九条の十七及び第十九条の十八関係）

四 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

1 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。 (第十九条の二十二第一項関係)

2 都道府県は1に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行うことができるものとする。

(一) 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他の必要な支援を行う事業 (第十九条の二十二第二項第一号関係)

(二) 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会を提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業 (第十九条の二十二第二項第二号関係)

(三) 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児童等の就職に関し必要な支援を行う事業 (第十九条の二十二第二項第三号関係)

(四) 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業（第十九条の二十二第二項第四号関係）

(五) その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業（第十九条の二十二第二項第五号関係）

3 都道府県は、2に掲げる事業を行うに当たっては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。 （第十九条の二十二第三項関係）

五 調査及び研究

1 国は、小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「疾病児童等」という。）の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。 （第二十一条の四第一項関係）

2 厚生労働大臣は、1の調査及び研究の成果を適切な方法により小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究を行う者、医師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提供するものとする。 （第二十一条の四第三項関係）

六 基本的な方針

厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。 (第二十一条の五関係)

七 費用

1 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用は、都道府県の支弁とするものとする。 (第五十条第五号の二及び第五号の三関係)

2 国は、1により都道府県が支弁する費用の二分の一を負担するものとする。 (第五十三条関係)

八 その他

1 都道府県は、偽りその他不正の手段により小児慢性特定疾病医療費を受けた者があるときは、その者から、その小児慢性特定疾病医療費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。 (第五十七条の二第三項関係)

2 小児慢性特定疾病医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが

できないものとする。 (第五十七条の五第二項関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年一月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 その他

その他所要の経過措置及び施行前の準備に関する規定を設けるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。 (附則第三条から第十三条まで関係)